

大和市監査委員告示第3号

令和5年12月26日付け大和市監査委員告示第32号をもって公表した選挙管理委員会事務局に対する監査結果報告について、大和市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月13日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 古 木 邦 明

監査の結果	措置の内容
<p>(選挙管理委員会事務局) 公費負担に関する事務において、契約書の内容と支払いが相違しているものがあった。</p>	<p>(選挙管理委員会事務局) 相手方に契約書と公費負担の対象について説明し、支払額に過不足のあった対象者について、速やかな返還・支払い処理を行います。 今後は、複数人で確認事務を進め、適正な事務の執行に努めます。 また、提出書類に相違がないよう、立候補予定者説明会等において、立候補予定者にも注意を促します。</p>